

# 令和6年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

#### (1) 日 時

令和6年10月8日(火) 午後1時29分から午後3時52分まで

#### (2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

#### (3) 出席者

次頁のとおり

### 2 議事内容及び結果

#### (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について（協議）

→ アンケートは原案のとおり回答することとし、素案に対する意見は「特になし」として回答することとに決定

#### (2) その他（義務放流に係る確認案件の報告）

→ 事務局において現地調査を実施し、次回委員会で報告することとなった。

# 令和6年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和6年10月8日(火) 午後1時30分から

| 区 分    | 氏 名                     | 出 欠 |
|--------|-------------------------|-----|
| 学識経験者  | (会長)<br>福 留 己 樹 夫       | ○   |
| 漁業者代表  | (会長職務代理者第1位)<br>出 水 昭 彦 | ○   |
| 漁業者代表  | 中 村 博 文                 | ○   |
| 漁業者代表  | 山 田 満                   | ○   |
| 漁業者代表  | 下 川 智 美                 | ○   |
| 採捕者等代表 | 斉 藤 千 昭                 | ○   |
| 採捕者等代表 | 別 府 宏 一                 | ○   |
| 学識経験者  | (会長職務代理者第2位)<br>折 田 和 三 | ○   |
| 学識経験者  | 吉 田 明 彦                 | ○   |
| 学識経験者  | 國 師 恵 美 子               | ○   |

(出席者) 10人

(欠席者) 0人

## 【事務局等】

| 職名               | 氏名        |
|------------------|-----------|
| 事務局長（水産振興課資源管理監） | 板 坂 信 明   |
| 次長（水産振興課漁業調整係長）  | 村 田 圭 助   |
| 書記（水産振興課漁業調整係主査） | 赤 崎 の ど か |
| 水産振興課漁業調整係水産技師   | 山 神 諒 平   |
| 水産振興課栽培養殖係長      | 久 田 安 秀   |

— 令和6年10月8日（火）午後1時29分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、委員10人中10人全員の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定める出席者数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

○ 福留議長

皆さんこんにちは、お久しぶりです。

先週、全国内水面漁場管理委員会連合会の研修会があり、ほとんどの方が出席されました。2人の講師がいて、私自身は1人目の話が特に為になりました。あのよう全国を代表する人の話を年に1回聞くのは勉強になりますし、鹿児島県だけでなく、他県の進んだ状況を教えてもらうというのは非常に役に立つと思っております。

今回は第3回の委員会ということで、かなりのボリュームがありますので、時間が掛かるかは分かりませんが、議題1の、最終的な話を先におきます。1年後、国に要望するときの話ですが、そのときに、国土交通省、環境省、農林水産省等へ、20人ぐらいで、全国内水面漁場管理委員会連合会で行くことになっております。私が勘違いしてたのが、令和6年から本県が会長県になると思ってたんですが、違って、令和6年は「修行期間」というか、いろいろな会議に行って流れを理解する役目のようです。

今日の議題は、非常に大事なことでありますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○ 福留議長

議事に入ります前に、議事録署名者について、私から指名することによってよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ 福留議長

それでは今回は、山田委員と國師委員をお願いします。

（「はい。」という声あり。）

【議題1 全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について（協議）】

○ 福留議長

議題1です。

議題1は、全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項についてです。これは協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（赤崎書記）

漁業調整係の赤崎です。西日本ブロック会議における協議事項について、御説明いたします。

まず、資料1ページを御覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会とは、全国各県の内水面漁場管理委員会で構成されている団体です。この連合会では、全国を、東日本、中日本、西日本の3ブロックに分けており、本県は西日本ブロックに所属しております。今年度の西日本ブロック協議会は、11月11日から12日まで島根県で開催予定であり、福留会長と担当である私が出席させていただく予定です。

議題1は、西日本ブロック協議会の議題ともなっている、令和7年度の国への提案項目（案）などについて、協議をお願いするものです。

資料1の「2 提出資料」を御覧ください。今回の議案で御協議いただきたいことは4点です。1点目は、「令和7年度提案項目における重点課題について」ということで、今回から新たに協議を依頼されている事項となります。7ページを御覧ください。「1 外来魚対策」から「7 内水面漁場管理委員会制度」まで、全部で7つあります提案項目の各小項目の中から、特に優先的に解決を望む「重点課題」を、全内漁管連事務局から指定のある項目数分、「1 外来魚対策」については1つ、「4 河川湖沼環境の保全・啓発」については4つ、というふうを選ぶものになります。

「2 提出資料」を御覧ください。2点目は、令和7年度提案項目に関連して、各都道府県に対してアンケート調査が送られてきておりますので、その回答を検討していただくものです。

3点目は、令和7年度提案項目に係る追加提案項目・意見について協議をしていただきます。

そして4点目が、西日本ブロック協議会における照会・協議事項についてです。

まずは、2点目のアンケートの回答（案）から御説明してまいりたいと思います。資料の31ページ以降に、当課において作成しました回答（案）を掲載しておりますので御覧ください。

それでは、回答（案）の内容について、栽培養殖係の久田栽培養殖係長と、漁業調整係の山神水産技師から説明をさせていただきます。

まずは、久田栽培養殖係長からお願いします。

○ 事務局（久田栽培養殖係長）

それでは説明させていただきます。

31ページの「I 外来生物について」でございます。

「① 外来生物による被害報告のあった共同漁業権数について」でございます。

こちらは、県内の市町村からの内水面漁業実態調査に基づき、作成しております。一番下の「鹿児島県」とあります欄を御覧ください。

本県の共同漁業権総数が「16」でございます。報告のありました漁業権数が、こ

ちら「6」とありますが、「7」の誤りでございました。訂正お願いいたします。

申し訳ありません。更に共同漁業権の総数も、「16」から「15」に減じておりましたので「15」に訂正をお願いいたします。

括弧書きの数字は、非共同漁業権漁場の報告件数です。そちらが「7」となっておりまして、内訳については、特定外来生物のオオクチバスが「7」、非漁場が「3」、ブルーギルが「7」、非漁場が「2」、カダヤシは非漁場が「1」、その他で3件報告がございまして、内訳としては、ナイルティラピア、ソードテールの報告がございました。

続きまして32ページをお開きください。

「② 把握してる外来生物対策についての課題あるいは問題点」についてです。

対策といたしましては、内水面資源保全対策事業を、ブラックバス、ブルーギル、ティラピアを対象として、県が2分の1、地元が2分の1の財源で実施しております。

事業主体は広瀬川漁協と、県内水面漁業を通じまして、川内川漁協、川内川上流漁協、川辺広瀬川漁協が実施しております。右の欄の「駆除方法及び効果」ですが、方法は、釣りや投網等で実施されており、効果は、実績値を御確認ください。次の「課題及び問題点」については、長年取り組んでいらっしゃいますが、マンパワーの問題もあり、大量に駆除することが難しいとの意見をいただいております。効果的な駆除方法の確立などが、課題として考えられます。

続きまして「③ 外来魚の再放流の禁止について」ですが、薩摩川内市の蘭牟田池自然公園施設条例第23条に再放流の禁止がうたわれており、その条例の内容をお示ししております。

続きまして、「④ 令和5年6月1日以降に行った外来生物に関する新たな取組等に関して」ですが、調査では特に報告等がありませんでしたので、「無し」としてあります。続きまして、33ページをお開きください。

「Ⅱ 魚病について」です。「① アユ冷水病、エドワジエラ・イクタルリ症、異形細胞性鰓病、KHVの発生状況について」は、令和5年度は「発生なし」となっております。

続きまして、「② KHV対策に関して」は、新たな対策は特になく状況ですので「無し」としてあります。

続きまして34ページをお開きください。「Ⅲ 鳥類による食害対策について」です。「① カワウの生息数と被害額についての実態把握の状況」ですが、令和5年度は、これまでと同様、生息数・被害額は、調査においても把握ができていない状況であります。被害魚種につきましては、アユ、オイカワ、ニジマスなど13種の報告を受けております。

続きまして、「② カワウ対策について」でございます。対策については、令和5年度においても内水面資源保全対策事業において、広瀬川漁協が花火による追い払いを実施して、カワウを1,575羽追い払っております。

「③ ②で駆除又は追い払いを実施している場合、その成果について」ですが、Cの「効率的な駆除手法が確立できていない」を課題として選択しております。

続きまして35ページをお開きください。

「④ カワウ広域協議会について」ですが、Bの「広域協議会に参加していないので、参加したい。」を選択しております。環境省からも案内を受けているところでございますので、引き続き検討して取り組んでまいります。

「⑤ 鳥類による食害全般の被害報告について」です。一番下の欄の「鹿児島県」でございますが、先ほどのとおり漁業件数は「16」ではなくて「15」でございます。「15」のうち、「10」の河川から報告がありました。

括弧書きは、非共同漁業権漁場の報告数であり「11」となっております。

右の欄の「カワウ」が「10」の漁場、「11」の非漁場から報告ありまして、サギ類が「1」の漁場から報告がありました。「被害状況」、「駆除等の対応状況」については、御確認ください。

「⑥ カワウ等の鳥類による被害の防止について、林業、他の業界と協力して行っている事例」は、把握しておりません。報告もありませんでしたので「無し」と記載しております。

続きまして、36ページをお開きください。

「Ⅳ 漁場環境の保全及び啓発について」でございます。

「① 内水面漁業を取り巻く環境について」の問題についてですが、Kの「その他」を選択し、全般的な記述をいたしております。

内容としては、「河川水産生物の生息環境の悪化により、隠れ家や餌料生物の減少が指摘されており、河川生態系の保全・改善のため、河川生物に配慮した護岸工事や水域の連続性に配慮した魚道等の設置を求められている。」としました。

続きまして「③ ダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例について」ですが、Cの「魚道の機能不全」を選択し、内容として、「落差工、堰堤ではアユやウナギ等の遡上が阻害されている。」、「魚道の目詰まりなどにより魚道の機能低下が見られる。」と記載しております。以上です。

## ○ 事務局（山神水産技師）

漁業調整係の山神です。「Ⅴ ウナギの資源回復について」説明させていただきます。

まず「① ウナギが漁業権魚種として設定されている漁業権免許件数について」ですが、全漁業件数15件中14件で設定されています。

設定されてない1件は、川内市内水面の河川で河口に設定されているアサリ等の漁場があり、そちらについてはウナギは設定されておりません。

続いて「② 平成24年以降、シラスウナギの採捕数量の減少及び価格の高騰に伴い、漁協が増殖指示量を達成できなかった事例」についてですが、Aの「該当あり」をチェックをしています。対応としては、「聞き取りにより状況を把握し、漁協の経営状況等を勘案の上、現実的で実施可能な取組を行うよう指導している。」と記載をしています。

続いて「③ ②で「A：あり」を選択された方について、今後もシラスウナギの採捕量が安定せず、増殖指示量を達成できない状況が続いた場合、どのような対応を考えていますか。」という質問に対し、Eの「種苗放流以外の増殖手法を検討している。」を選択し、具体的な内容としては、「石倉の設置等について、増殖手法として効果的であるか等実施中」としております。

続いて「④ 平成30年7月に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しましたが、下りウナギ保護に関して対策を取っていますか。」という設問に対し、Aの「報告（平成30年7月）前から対策を取っている。」と回答をしています。

38ページに移っていただいて、「⑤ ④で「A：報告（平成30年7月）前から

対策を取っている。」を選択された方について、どのような対策もしくは検討をされていますか。」については、Bの「内水面漁場管理委員会指示」とCの「遊漁規則変更の検討依頼」、Eの「その他」にチェックをしております。

BとEについては、平成30年以前から海区と内水面の委員会指示において、下りウナギの保護として禁漁期間を設定しております。Cについては、各漁協が定める遊漁規則の中でも、委員会指示並みの禁止期間を設定しております。

⑥は「該当無し」です。

「V ウナギの資源回復について」は以上です。

## ○ 事務局（赤崎書記）

今説明のありましたアンケートの回答（案）に対する質御協議は、他の協議事項と併せて行っていただきます。引き続き、提案項目（案）について説明します。資料の7ページを御覧ください。

今回、提案項目としましては、7つの大項目があります。これは令和6年度の提案項目から変更はありません。要望内容が一部変更となっておりますので、要望項目について、1つずつ御説明させていただきます。9ページをお開きください。資料を横に見ていただいて、左の欄に令和6年度の要望内容が、右の欄に令和7年度の要望内容の全内漁管連事務局の案が掲載されています。

まずは、提案書の「前書き」です。こちらは、全内漁管連の組織についての説明や提言全体の趣旨を記載しており、変更点としては、簡単な字句の修正となっております。

続いて、10ページです。

大項目「I 外来魚対策について」ということで、趣旨と、3つの小項目から構成されています。

まず、趣旨における変更点は、文言の整理が主となっております。

なお、趣旨の末尾「しかしながら」以降に記載されています「外来生物による被害が発生している共同漁業権数・被害件数の数字については、先ほどのアンケートの集計結果が反映されることとなっております。

下段にまいりまして、小項目の1つめは、「外来魚の生息状況等の把握と駆除技術等の開発とその普及を求めるとともに、漁協等が適切な外来魚対策を実施できるよう」求めるものです。

農水省からは、「水産研究教育機構等に委託して効果的な駆除技術の開発を行っているとともに、マニュアルを作成・配布して、マニュアルを活用して駆除に取り組む内水面漁協の支援している」との回答がありました。

要望内容の変更点としては、効果的な駆除技術について、「最新の知見を取り入れた」という前置きを付け加えるなど、文言が一部修正されております。

11ページに進みます。小項目の2つめは、「密放流禁止の実効性の担保」について具体的な措置を求めるものであり、変更点としては文言の一部修正のみです。

12ページに進みます。小項目の3つめは、「漁業権の設定されていないダム等における外来魚対策についてと、新たな水域で外来生物が発見された場合の早期な駆除について」求めるものであり、令和6年度からの変更点はありません。

13ページからは大項目「2 鳥類による食害対策について」です。こちらは趣旨と、3つの小項目から構成されています。

趣旨については、カワウの個体数が増加している現状を踏まえ、「カワウの食

害は依然として大きなものとなっております。」という表現から「カワウの食害はますます深刻な問題となっております。」という表現に変更されています。

なお、その続きの「更に、」からの文章になりますが、こちらに記載されている共同漁業権数、被害件数についても、アンケートの集計結果を反映させる予定でございます。

下段に移りまして、小項目の1つめは「国主導による実効性のあるカワウ対策の推進」を要望するものです。

本項目については、令和6年5月に、環境省と農林水産省において、「令和10年度までに、被害を与えるカワウの個体数の半減を目指す」という目標が、見直し・公表されたことや、環境省において、滋賀県と協力して、シャープシューティングの実証実験が開始されていることを受けて、「検証で判明した課題への対策を図ること」という文言を追記されるなど、一部修正が行われております。

14ページを御覧ください。小項目2つ目は「サギ類の食害対策」についての要望です。

また、下段の小項目3つ目は「漁協が行う、駆除や追い払い活動などの食害対策に対する支援」についての要望であり、どちらも令和6年度からの変更点はありません。

15ページからは大項目「3魚病対策について」です。

こちら趣旨と、3つの小項目から構成されており趣旨については、簡単な文言の修正のみとなっております。

16ページに移りまして、小項目1つ目は「アユ疾病に対する対策技術の開発・普及と、全国的な防疫体制の構築、並びに全国河川における調査の実施」を求めるもので、変更点としては、簡単な文言の整理のみ行われています。

下段の小項目2つめは「コイヘルペスウイルス病について、コイ資源の再生に向けた取組」を求めるものでありますが、こちらも簡単な文言の修正のみとなっております。

17ページを御覧ください。小項目3つめは「水産用医薬品の開発について」の要望です。農水省から、新たなワクチンの追加などの改正が行われた旨の回答がありましたが、依然として内水面漁業で扱う魚種に使用可能な医薬品が非常に少ない状況にあることなどから、使用可能な多種の医薬品及びワクチンの早期実用化について、対策を進めるよう要望することとしています。

続いて、18ページをお開きください。大項目4「河川湖沼環境の保全及び啓発について」ということで、趣旨と、8つの小項目が掲載されております。

まず、趣旨については、各基本計画の見直し年度の更新と、文言の書きぶりが整理されております。

19ページに移りまして、小項目1は「河川湖沼の環境保全のため、河川湖沼内の土砂等の管理と、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林について林業関係者への指導を求めるとともに、河川の適正流量の算出方法の適宜見直しによる水辺環境の再生、良好な漁場形成」を要望するもので、変更点としては文言の整理のみとなっております。

20ページの小項目2は、水質の保全についてであります。特に、環境負荷の大きい「殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等」について、水生生物への影響評価と実効性のある対策を求めているもので、変更点としては、「水産生物への影響を的確に調査する」という文言について「水生生物への影響

を最新の知見に基づき的確に評価する」と修正されています。

21ページ目は、小項目3「大規模災害に強い川づくりと、水生生物の生息に適した川づくり」についての要望です。農水省からの、魚道についての回答を受けて、一部文言が整理されております。下段の小項目4は「オオカナダモなどの外来植物について、除去対策を講じること」を求めるもので、変更点としては文言の整理のみとなっております。

22ページから23ページにかけては、小項目5として「自然環境保全の重要性などについての啓発活動の展開と、効果的な体験活動・学校教育推進の働きかけを要望するとともに、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備、河川の利用マナー徹底への対策」を求めるものです。変更点は、簡単な字句の修正のみとなっております。

24ページを御覧ください。小項目6は「ダムからの濁水対策」についての要望であり、水生生物全般に係る内容とするため、「水産生物」から「水生生物」へと文言が修正されております。

下段の小項目7は「天然遡上アユについて、効果的な増殖や資源管理のための技術開発」を求めるもので、変更点としては文言の整理のみとなっております。

25ページです。小項目8は「気候変動が内水面漁業に与える影響への適応策の検討」を求めるもので、こちらも、変更点としては文言の整理のみとなっております。

続いて、26ページからは大項目「5 放射性物質による汚染対策について」として、要望の趣旨と、小項目3つが掲載されております。

まず、趣旨については、「当該原子力事故による放射性物質の拡散が」というところに「10年以上経過しても」という文言が追加されております。

下段の小項目1は、「海域も含めた放射性物質による汚染の実態把握と、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響把握」を求めるもので、内容に前回要望から変更ありません。

27ページに移りまして、小項目2は、「河川湖沼環境中の放射性物質を「基本的に除染しない」とした方針の、経緯やその科学的根拠についてと、現在流通する水産物の安全性について、国民への周知を求めるとともに、未だに流通できない魚種等の漁業の再開に向けた支援」を要望するもので、こちらも内容に変更はありません。

下段の小項目3は「放射性物質の蓄積するメカニズムと、低減に関するプロセスの解明について、研究の成果を積極的に漁業・流通・消費の各段階に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を検討すること」を要望するもので、文言の一部修正が行われています。

28ページに移ります。

ウナギの資源回復」です。提案の趣旨と、小項目が4つございます。

趣旨においては、文言の整理と、農水省が、平成26年度から、人工種苗の大量生産技術の開発を行っていることを受けて「生産技術は着実に進んでいます」の文言が追加されております。

下段の小項目1は、「ニホンウナギの資源管理体制の推進」を要望するもので、内容としては変更ありません。

29ページの小項目2は、「シラスウナギの流通の透明化の推進と、違法採捕に対する組織横断的な取締りの推進」についてで、一部文言の整理が行われています。

す。

小項目3は「ウナギの生理・生態等の調査研究の推進と、適正な放流手法の確立・放流体制の構築に係る支援」についての要望で、前回要望から変更ありません。

小項目4は「シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた技術開発と、関係機関への生産技術の紹介」についての要望で、簡単な字句の修正が行われています。

最後に30ページ「内水面漁場管理委員会制度」についてでございます。こちらは趣旨と、小項目2つから構成されていますが、全て前回要望から変更ありません。

以上の各項目が中央省庁への提案事項ということで、内容について協議をいただくとともに、それぞれの要望項目ごとに、重点課題をピックアップして下さるようお願いします。

あわせて、西日本ブロック協議会における照会・協議事項がありましたら、御提案ください。今回の協議をもって当県内水面漁場管理委員会の回答とすることとなります。長くなりましたが、説明は以上です。

○ 福留議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

はじめに私からいいですか。7ページの選択する項目はどうやって仕上げますか。まずは委員から全体的に質問等を受け付けた上で、最終的に元に戻って決めていくということでもいいですか。

○ 事務局（赤崎書記）

各項目ごとに、「Ⅰ 外来魚対策について」は、どの小項目が重点課題だと思いますか」というふうに協議をしていただくことになります。

○ 福留議長

わかりました。

御意見、御質問等があればお願いします。

○ 山田委員

「Ⅰ 外来魚対策」ですけれども、YouTubeを見ていたら、ルアー釣りをされていて、「釣れた魚をどうするか」と聞いたら「リリースしている」というんですよ。ブラックバスを釣ったらそのまますぐリリースするというのが、YouTubeで見られる。大口のような田舎でもそのような映像があるわけですから、日本全国で行われていると思うんですが、そのあたりはどのように考えたらいいですか。

○ 板坂事務局長

川を守る側から見ると外来魚ですが、釣り人の側からすると釣りを楽しんでいるということで、釣ったものを放して再生産して次も楽しみたいという意味合いでリリースしていると思います。ただ、やはり委員会としては、駆除すべき外来魚

であるので、「釣った外来魚は処分する」という啓発が必要なのではないかということであれば、そのような意見を出してもいいと思います。

この要望の趣旨というのは、昨年のをベースにした案があって、水産庁、国土交通省等の回答を受けて、来年、こういった形で要望するかという話で、要望内容に入れてほしいという意見があれば全国内水面漁場管理委員会連合会の事務局にそれを伝えて、事務局がその意見を取り入れましょとなれば要望内容に反映されていくことになります。委員会として、意見をどのように整理するかというところは、御協議いただきたいと思います。

○ 村田事務局次長

今の話に関連して、11ページをお開きいただきまして、小項目の2に、密放流防止についての提案項目がございます。本委員会で御協議いただいて「周知徹底を図って欲しい」というような文言を入れる箇所があれば、御意見をいただけると、県の事務局から全国内水面漁場管理委員会連合会の事務局へ回答させていただく形になります。よろしく願いいたします。

○ 福留議長

山田委員よろしいですか。

○ 山田委員

自分たちは今月26日に、子供たちと一緒に、外来魚駆除を目的とした釣り大会をします。そのような中で、YouTubeでそういう映像を流すと、子供たちはどちらが正解なのか混乱する。生物を大事にするという観点もあるかもしれないけど、自分たちが費用を掛けて釣り大会をし外来魚を1匹でも減らそうという努力をしている中でバランスが取れないということを皆さんに分かっていただきたいと感じています。以上です。

○ 福留議長

ありがとうございます。

御意見、御質問等があればお願いいたします。

○ 福留議長

私から一つよろしいですか。

13ページのカワウの回答に「シャープシューティング」という言葉がありますが、「シャープシューティング」とはどのようなことなのか、委員で御存じの方がいらっしゃれば。

○ 出水委員

確か空気銃の少し強力なもので、音がしないから逃げないという建前のもの。ただ2、3羽当たったとしても、当たったカワウが騒いで散らばるので、効果が長続きするかという点、なかなか難しいと思います。

熊本県の緑川で行っているのを見に行っただけですけど、「シャープシューティング」は銃器に当たるので免許が必要であったり禁止区域があったりと、思うようにやれるかという点制限がある。そのようなことだと思います。

○ 福留議長

ありがとうございます。

○ 中村委員

カワウの件なんですけど、今年は稚アユが全然捕れていないんですけど、カワウが今年全然いないんですよ。アユの不漁とも関係があるのかなと。

どこに行ったのか分からないんですよ。全く見ません。

○ 福留議長

私は夕方、鹿児島市の与次郎ヶ浜の長水路を毎日散歩するんですけども、昨年は見なかったんですが、カワウの大群が南から北に行くのを見たんですよ。それと、初めて見たのが、長水路の中にカワウがずっといたんですよ。たくさんでいたんじゃないく、2匹とか3匹とかでいましたね。場所は変わってるかもしれませんが。事務局か何か情報を持っていますか。

○ 村田事務局次長

カワウはエサを求めて移動するという習性があるというのは、研修会の中でも出てきたかと思います。稚アユの時期は、稚アユがたくさんいれば稚アユを食べるし、今年みたいに稚アユが少ないときは、そこにいてもエサが食べられないので別の魚を食べたりとか。今エサとしての稚アユが少ない状況を示す指標の1つになるかもしれません。

○ 出水委員

カワウの状況を見ますと、数年前までが100羽とか200羽とかの群れを見たんですけども、今年はせいぜい10羽ぐらい。それが分散しているような感じです。なぜそうなのかは、そもそも魚が少ないから、場所が限定されて散らばってるのか。あるいは追い払いをあちこちでやったことで、嫌がって散ってしまったのか、分からないんですけど。群れが小さくはなってますね。

○ 福留議長

喜界島にクルマエビ養殖場があるんですけど、その養殖場が去年から防鳥網を張りはじめたんですよ。何でですかと聞いたら、カワウが来ると。ウミウではないんですかと聞いたら、ウミウではないということで、あんなところまでカワウが行くことに驚きました。

何か質問等ありますか。それでは7ページに変えて、1つずつ重点課題を選択してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

それでは「I 外来魚対策」から、この3つの中から重点課題をどれか選ぶということなんですけども、どれがよろしいでしょうか。

○ 折田委員

この3つの中でしたら、基本的なところと漁協の取組のサポートが書いていますから、1番でいいんじゃないかと。

○ 福留議長

今、折田委員の方から、意見がありました。  
1番にしてもよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

次は「Ⅱ 鳥類による食害対策」。これも3つありますけど、その中から1つ選択することになります。

先ほどの観点からいくと3番目ですかね。漁協に対する補助等が書いてあります。いいですか、3番目で。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

次は「Ⅲ 魚病対策」。これも3つありますけど、1つ選択します。

○ 折田委員

よろしいでしょうか。これは1番かなと思います。アユを中心に全般の魚病調査等を求めていますから、1番でよろしいんじゃないかと思っています。

○ 福留議長

今、1番との意見がありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

次は「Ⅳ 河川湖沼環境の保全・啓発」です。これは8つの項目から4つを選ぶことになります。

○ 中村委員

よろしいですか。天然遡上アユについて、海温が高いときはアユが捕れていないみたいで、そういったメカニズムの調査・研究というのは大事だと思うので、7番がいいんじゃないかと思っています。

○ 福留議長

7番は選ぶということで、あと3つ選ぶことになります。

○ 中村委員

先ほどの理由は、8番も同様だと思います。

- 福留議長  
7番と8番を選択するということで、残り2つについて意見ををお願いします。
- 出水委員  
3番をお願いします。
- 福留議長  
台風や集中豪雨ですね。残り1つ。
- 中村委員  
1番でいいんじゃないですか。
- 福留議長  
1番でいいですね。いずれの項目も大事な項目ですけれども、特にこの4つをお願いしますと思います。
- 福留議長  
それと「V.放射性物質対策」は1つ選択することになります。
- 中村委員  
1番でいいんじゃないですか。アユは淡水と海水で育ちますから。
- 福留議長  
今中村委員から1番という意見がありましたが、よろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

- 福留議長  
「VI ウナギの資源回復」は4つの項目から2つ選択します。
- 折田委員  
私としては、国が進めようとしています2番の「流通の透明化」と、4番の「多量生産技術開発」が良いんじゃないかと思いました。
- 福留議長  
今、折田委員から2番と4番という意見がありましたが、よろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

- 福留委員

最後でございます。「Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度」は、1つ。

この1番と2番は非常にリンクした話で、1番で制度の維持を堅持するということは、制度維持のために交付金の維持が必要なわけですから、どちらか選ぶというのも。

○ 出水委員

資金面を確立したら当然制度も確立するということになるんじゃないですか。

○ 福留委員

鶏が先か卵が先かという話になってくる。

1でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留委員

これで重点項目の選択は終わりました。

その他に御質問等はないでしょうか。

○ 福留委員

特に意見等がないようですので「全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について」は、アンケートは原案のとおり回答いたします。

また、素案に対する意見は特にありませんでした。

そのように回答することとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留委員

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かないでしょうか。

○ 福留委員

それでは事務局から。

【その他 義務放流に係る確認案件の報告】

○ 村田事務局次長

はい。調整係の村田です。会次第に「その他」として「義務放流に係る確認案件の報告」を記載しております。

これについて、御報告させていただきたいと思います。

報告の前に、暫時休憩としてもよろしいでしょうか。

○ 福留委員

暫時休憩とします。

(休憩)

○ 福留委員

再開します。

○ 村田事務局次長

それでは「その他」の報告として「義務放流に係る確認案件の報告」について、御説明いたします。

まず、内水面漁場管理委員会は、毎年度の目標増殖量を各漁業権者へ示し、かつ、委員会名で目標増殖量をホームページで公示を行っております。

漁業法第168条では、第5種共同漁業権の免許を受けた者が、水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許をしてはならないとされております。

漁業権対象種ごとに定められている目標増殖量は「義務放流」と呼ばれており、免許を受ける漁協の責務として、放流に取り組まれているところです。

今回、ある漁協の漁業権対象種であるオイカワの放流内容に疑義が生じており、聴取を行ったので、概要について委員会に報告させていただきます。

まず、放流種苗の採捕についてですが、オイカワの放流種苗を採捕した場所というのは、A川のB橋付近で、B橋の下流側に20メートルほど下ったところで種苗を採捕しているということでした。採捕の方法としては、プラスチック製の漁具にエサを入れ、誘引されたオイカワを採捕しているということで、増殖目標分が5キロですが、その5キロについては、計量を行わず、経験則から数量を算出していたということです。

次に採捕したオイカワの放流についてですが、放流した場所というのは、同じA川のB橋付近で、採捕場所から20メートルほどを歩いて移動し、そこでオイカワの密度が低い場所に放流していたということになります。

その聴取を行った漁協の義務放流の考え方ですが、「自河川放流において、広範囲を移動する魚種は汲み上げ放流が必要」と認識していました。例えばアユであれば、堰があり上流に上れないような場所があれば、その堰の下に貯まったアユを採捕して、上流のアユが行けないような場所に放流していくということを汲み上げ放流として必要性を認識しているとのことでした。

オイカワの成魚は、「移動範囲が狭い」という認識があったということでした。

また、オイカワの資源密度が高いところで採捕し、低いところに放流すれば、増殖効果があると認識していたということです。

以上が聴取の概要になりますが、私どもとしましては、義務放流の行為というものがあったと認識しております。一方で、これが増殖行為に該当するかということについては疑義があると考えておりまして、この点について、委員の皆様の御意見、御協議を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 福留議長

各委員から御意見、御質問があればお願いいたします。

折田委員お願いします。

○ 折田委員

義務放流に関する漁協への調査というか、聴取調査といったものは、よくあるものなのでしょうか。

○ 村田事務局次長

通常、義務放流については、年1回、各漁協に対して実績報告というものを提出してもらってます。その前に中間報告として、アユの放流が終わったぐらいの時期に、今どの程度の放流をしていますかということで調査をしているところです。

○ 折田委員

県が聴取調査を行ったときに、指導をすることもあるのでしょうか。

○ 村田事務局次長

今回の調査では、漁協から資料を出していただきました。

その中の実績報告で平成29年と平成30年の種苗の入手先が示されておりましたので、これについて放流に関わった人から入手先を聞き取りするよう指導しております。

そのほかにも、実績報告では、過去、野田川で種苗放流を採捕していたんですが、近年は自河川で採捕しているというふうになってきておりますので、変更の経緯について確認するよう指導しているところでございます。

○ 折田委員

わかりました。

○ 福留議長

他に委員から意見とか質問とかありますでしょうか。

○ 折田委員

何回もすみません。今回、この放流種苗を採捕した地点と放流地点が20メートルほどしかないということで、言わばキャッチアンドリリースのような感じで、普通の認識からすれば、増殖と言えないんじゃないかと考えますが、そのような考えでよろしいのでしょうか。

○ 出水委員

「汲み上げ放流」の形でしたら20メートルというのも無い話ではないですね。

○ 折田委員

間に堰堤とか遮断物があれば分かるんですけど。

○ 中村委員

我々もアユの放流では、九州電力発電所があって、遡上できないところに放流します。これを放流と認めるんですかね。

20メートルのところに障害物があって遡上できないなら分かるけど。

○ 福留議長

議長の方でまとめてもよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

義務放流の行為は確かにあったと考えられるんですが、それが増殖行為に該当するかは検証しないと、どうしようもないというか。いずれにしても不明確な点が多いので、現地調査など詳細な調査が必要じゃないかと思います。

そこで、事務局が現地調査や立入り調査を行い、次回の委員会までに報告をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

では、そのように事務局、お願いします。

他に何かありますでしょうか。

【閉会】

○ 福留議長

ないようですので、これで第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会は終了いたします。

— 令和6年10月8日（火）午後3時52分終了 —